

2015年3月2日

関西電力株式会社

取締役社長 八木 誠 様

日本科学者会議大阪支部

代表幹事 鱒坂 真

同 岩本 智之

高浜原発の再稼働停止と電気料金再値上げの撤回を求める申し入れ

貴社は、今年の4月から規制分野で10.23%、自由化分野で13.93%の電気料金の値上げを表明しています。実施されれば、3年のうちに規制分野で21%、自由化分野で34%もの値上げが行われることとなります。

実質賃金と年金、社会保障費は下がり続け、消費税・物価・医療費・介護保険料のアップに電気料金の度重なる値上げが行われれば、国民の生活はますます苦しいものになります。商業と産業・中小企業の経営が成り立たなくなります。

一方、約45%にもなる貴社の原発依存度の高さは、発電をしていなくても多額の原発関連費用を必要とし、火力燃料費の増加を他の電力会社より大きいものにしていきます。売上電力量の減少が続いているにもかかわらず、地域独占と総括原価方式・国の原子力政策にあぐらをかき、国民の生命とくらし・将来よりも目先の利益を優先して原発に固執し、今度も本年11月からの高浜原発の再稼働を条件として再値上げを申請しています。原発依存がもたらした経営悪化の責任を取ることもなく、何の責任もない国民につけまわし脅かす、再値上げの申請はとても認められるものではありません。

東電福島第一原発の事故から4年、汚染水処理の目処が立たず、高線量のために炉と燃料の破損状況もつかめず、未だに12万を超える方が避難生活を余儀なくされています。原発集中立地で一基でも事故が起きれば、他の原発の管理も困難になり、福島以上の大惨事になることが想定されます。琵琶湖が汚染されれば1300万の人々の水が奪われてしまいます。

原発がなくても電気はまかなえることはすでに実証されています。危険な原発を稼働しなければならぬ理由の一つもありません。

以上により、貴社に対し下記の3点を申し入れます。

記

- * 経営責任を明確にし、電気料金再値上げの申請を取り消すこと。
- * 高浜原発の再稼働申請を取り下げること。
- * 原発依存の経営体質を改め、全ての原発を運転停止のまま廃炉に導くこと。

以上

理由についての補足

東京電力福島第一原発の事故により 2012 年 5 月までには全ての原発が停止しました。安全神話が崩壊する中で、国民の圧倒的多数が原発 NO の声を上げているその時、貴社は「電力需給の厳しさ」を理由に、政治判断と言う形で全国で唯一、大飯原発 3、4 号機を再稼働しました。しかし、原発を稼働しなくても電力はまかなえることは、実際の電力需給データによって立証され、大飯原発の稼働がただ貴社の利益確保のためだけのものであったことが明白になっています。

福井地裁は原発の他に類を見ない危険性を指摘し、人格権を最優先するとして大飯原発運転差し止めの判決を下しました。大津地裁も貴社の安全に対する取り組みや見識の甘さを指摘し、避難計画も住民同意もない状況下で再稼働などあり得ないとの見識を示しました。現在、規制委員会が高浜原発の再稼働申請を規制基準に適合しているとの判断を出していますが、「適合したからと言って安全を保障するものではない（田中委員長）」のです。原発集中立地と言う条件が全く考慮されていませんし、何よりも住民の安全を保障する避難計画が出来ていません。30km 圏内には福井県だけでなく、京都府も滋賀県も入り、複数の運転差し止めの仮処分申請も出されています。貴社はこれらの現状を重く受け止めるべきです。

2012 年 9 月に原子力規制委員会が発足し、2013 年 7 月に新規規制基準が決まりました。その半年も前の 2012 年 11 月に、貴社は、2013 年 7 月からの高浜原発 3、4 号機の稼働と、大飯原発 3、4 号機の同年 9 月までの継続稼働と一ヶ月間の定期検査後の再稼働を前提として、現行料金への値上げ申請を行っています。時を同じくして「電源構成変分認可制度」が作られました。同制度では、「事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合、総原価を変えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる」となっており、適用条件は「社会的経済的事情の変動により『燃料消費数量』の変更に伴う燃料費の変動が見込まれる場合に限る」とされています。

高浜原発の再稼働申請は稼働開始とされていた 2013 年 7 月に行われました。驚くべきことに、貴社が申請した基準地震動や津波高さの値は、東電福島第一原発の事故以前のものでした。当然、それらの値は規制委員会の指摘で度重なる見直しが行われました。その結果、両原発は再稼働できませんでした。貴社はその状態を「事業者の自助努力の及ばない」こととし、「電源構成変分認可制度」の適用による値上げを表明したのです。スケジュール的にも内容的にもあり得ない前提での料金設定をして、規制委員会の様子を見ながら出来るだけ費用を少なくする対応を繰り返す一方で、再稼働に至らなくても同制度を使って再度の料金値上げを行うという筋書からつくりだされたのが今回の値上げの本質です。

繰り返しますが、原発がなくても電気はまかなえることがすでに実証されています。危険な原発を稼働しなければならない理由は一つもありません。

以上